

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 三 年 三 月 三 十 日

訓 令 甲

○岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税 務 課) 一 九

目 次

規 則

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	二 ^{ページ}
○岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
○岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環境管理課)	三
○岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(生活衛生課)	三
○岐阜県興行場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	五
○岐阜県理容師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	六
○岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	七
○岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(同)	九
○岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	一〇
○岐阜県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	一七
○岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則	(検査監督課)	一七
告 示		
○岐阜県重要文化財の指定	(文化伝承課)	一七
○岐阜県重要無形民俗文化財の指定の解除	(同)	一八
○岐阜県天然記念物の指定の解除	(同)	一八
○プール指導要綱の一部改正	(生活衛生課)	一八
○道路の供用開始	(道路維持課)	一九
○道路の供用開始	(同)	一九

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百六号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九号様式から第十一号様式までの規定中「^⑮」を削る。

第二十一号様式中

「^⑮」を「^⑮」に改める。

第二十二号様式、第二十五号様式及び第二十九号様式から第三十号の五様式までの規定中「^⑮」を削る。

第三十二号様式中

「^⑮」を「^⑮」に改め、同様式

備考中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 第三者の所有物を担保として提供する者は、第三者（法人にあつては代表者）の印鑑証明書を1通添付すること。

第三十三号様式を「保証人氏名」は、」及び「の自署によるものとし、当該保証人又は代表者」を削る。

第三十五号様式中「^⑮」を削る。

第三十六号様式表面中「（名称）」

を「（名称）」とし、同様式裏面注

意事項第一号中「し、押印」を削り、同様式裏面注意事項第二号中「お支払」を「お支払」に改める。

3 相続人が遺付金を請求する場合には、相続人であることを証する公的書類が必要になりますので、詳細は、大垣共立銀行又は十六銀行の窓口にお問い合わせください。

第三十六号様式裏面注意事項第四号中「お支払」を「お支払」に改め、同様式裏面注意事項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第三十八号様式から第四十号様式まで及び第四十四号様式中「^⑮」を削る。

第五十一号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。

第五十二号様式、第五十三号様式及び第五十六号様式中「^⑮」を削る。

第五十八号様式中「^⑮」を「^⑮」に改め、同様式

上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。

立会人

上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。

立会人

上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。

氏 名

平
地

に改める。

第六十四号様式、第六十五号様式その一表面、第六十五号様式その二表面、第六十六号の二様式、第七十七号様式から第九十一号様式まで、第九十四号様式から第九十四号の三様式まで、第二百二号の十五様式から第二百二号の十八様式まで、第二百二号の二十様式から第二百三十三号の十三様式まで、第二百五号の三様式、第二百五号の四様式、第二百六号の二様式及び第二百六号の八様式中「^(四)」を削る。

第二百六号の九様式中

田
を

に改める。

第二百七号様式、第二百七号の三様式、第二百九号様式から第二百十号の二様式まで、第二百九号様式、第二百二十二号様式、第二百四十四号様式及び第二百四十六号様式から第二百四十九号様式まで並びに附則別記第一号様式から附則別記第七号様式までの規定中「^(四)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県税条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県税条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。
第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつを繰り上げる。

別記様式中「^(四)」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公害防止条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

別記第十二号様式を次のように改める。

別記第十二号様式 変更

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

に改める。

」

「岐阜県三好警察官庁 氏 名 ⑤」や 電話 ⑤」 「代表者の氏名 ⑤」や 電話 ⑤」 「興行場営業承継届書」や「興行場営業承継届出書」 ⑤」

「代表者の氏名 ⑤」や 電話 ⑤」 「興行場営業承継届書」や「興行場営業承継届出書」 ⑤」

「(法人にあつては、所在地、名 ⑤」 (法人にあつては、所在地、名 ⑤」に代表者の氏名及び印)」

「(法人にあつては、所在地、名 ⑤」 (法人にあつては、所在地、名 ⑤」に代表者の氏名及び印)」

「(法人にあつては、所在地、名 ⑤」 (法人にあつては、所在地、名 ⑤」に代表者の氏名及び印)」

「(法人にあつては、所在地、名 ⑤」 (法人にあつては、所在地、名 ⑤」に代表者の氏名及び印)」

「(法人にあつては、所在地、名 ⑤」 (法人にあつては、所在地、名 ⑤」に代表者の氏名及び印)」

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県興行場法施行細則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県興行場法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することとを妨げない。

岐阜県警察法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県公安委員会 田 澤

岐阜県規則第百四十一号

岐阜県警察法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県警察法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第百六十号)の一部を次のように改正する。

「氏名 ⑤」 (法人にあつては、名 ⑤」に代表者の氏名及び印)」

「(法人にあつては、所在地、名 ⑤」 (法人にあつては、所在地、名 ⑤」に代表者の氏名及び印)」

「 ⑤」 「 ⑤」

「 ⑤」 「 ⑤」

[illegible]

岐阜県美容師法施行細則（昭和三十四年岐阜県規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

（法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印）」

「
称及び代表者の氏名」を、「代表者氏名」と「ふた付き」を「蓋付き」に改める。

「所在地」

美容所

別記第二号様式中を

開設者

氏名
(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印) 〇

美容所 所在地

名称

開設者住所に改める。

天
地

法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

합

別記第三号様式中「被相続人との続柄（）」を「被相続人との続柄（）」と電

別記第四号様式及び別記第四号様式の二中「支那」を

血牙の
群に
改める。

在 此

別記第五号様式中

氏名
(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印) 」（法

所住者属

「添付書類」を削る。
に代め、
美容所検査確認(資証) 美容所検査確認(資証)

人にあつては、名称及び代表者の氏名)

微

別記第七号様式中「**品群**」を「**品**」に改め、「**群**」を削り、

「TEL」は「電話」に、「第5条第1項による」は「第5条第1項の規定による」に相当する。

「在學無田由所」

別記第八号様式中 西王座 を に改める。

用 處

—

「
由 所 由 所
を
に改め、
「
藤七郎殿
」と改め、

不
於

不
於

不
於

を削る。

「住所を居住者住所に定める。」

別記第十一号様式中
居住者住所を氏名に定める。」

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県美容師法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県美容師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 田 善

岐阜県規則第四百十三号

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県旅館業法施行細則（昭和三十六年岐阜県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

「住所
（法人にあつては主たる事務所の所在地）」

別記第十一号様式中
氏名
年 月 日生

（法人にあつてはその名称並びに代表者の氏名及び印）」

電話番号

事務所

「住所を定める。」

称及び

「代表者氏名に定める。」
電話番号」

別記第三号様式中
「代表者氏名
住所
氏名
年 月 日生
被相続人との続柄（ ）」

別記第四号様式中
「住所
氏名
年 月 日生
被相続人との続柄（ ）」

「代表者氏名に定める。」
同意者
同意者
電話番号」

別記第六号様式中
「住所
氏名
年 月 日生
被相続人との続柄（ ）」

（法人にあつては、主たる
の所在地）」

（法人にあつては、その名
代表者の氏名）
電話番号

事務所

に改め、同様式添付書類第一号中「登記事項証明書」を、「登記事項証明書」 称及び 「 に改める。 「住 所 (法人にあつては主たる事務所 の所在地) 別記第二十号様式甲 氏 名 (法人にあつてはその名称並び に代表者の氏名及び印) 事務所 「住 所 (法人にあつては、主たる の所在地) 氏 名 (法人にあつては、その名 代表者の氏名) 電話番号 に改め、 「停止箇所」を、「停止箇所」に改め、 「添付書類 廃止の場合は営業許可指令書」 称及び 「 を削る。 附 則 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県旅館業法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。 岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十日 岐阜県知事 古 田 肇	
岐阜県規則第四百十四号 岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 岐阜県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岐阜県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。 別記第一号様式を次のように改める。	

第1号様式（第2条関係）

岐 阜 県
収 入 証 紙

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 〒

氏 名

電 話

製菓衛生師免許申請書

製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本籍地の都道府県名 (外国人の場合は、国籍)	
---------------------------	--

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		

旧姓併記の希望の有無 (有の場合は、旧姓名)	有 ・ 無
	(旧姓) (名)
通称名 (併記を希望する外国人 に限る。)	

※旧姓の併記を希望する場合は旧姓を、通称名の併記を希望する場合(外国人に限る。)は通称名を記入してください。

生年月日	年 月 日
性 別	男 ・ 女
製菓衛生師試験	合格年月 年 月
	実施都道府県名
製菓衛生師の免許を取り消されたことの有無 (有の場合は、処分した都道府県名、処分年月日及び処分を受けた理由)	有 ・ 無
	(有の場合)

添付書類

- 1 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（本籍地（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあつては、国籍等）を記載し、発行の日から 6 月以内のものに限る。）。ただし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し
- 2 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（発行の日から 3 月以内のものに限る。）
- 3 岐阜県知事以外の都道府県知事が行った製菓衛生師試験に合格した者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類

第5号様式（第7条関係）

別記第五号様式から別記第八号様式までを次のように改める。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 〒

氏 名

電 話

製菓衛生師名簿訂正申請書

登録事項について次のとおり変更があつたので、名簿を訂正されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更のあつた事項

変更事項	変更前	変更後

2 変更年月日

年 月 日

3 免許証交付年月日及び名簿登録番号

免許証交付年月日	年 月 日
名簿登録番号	第 号

添付書類

- 1 戸籍抄本
- 2 製菓衛生師免許証

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 〒

氏 名

（死亡又は失踪の宣告を受けた者の場合にあっては、届出義務者とし、本人との続柄を明記すること。）

電 話

製菓衛生師名簿登録消除申請書

次のとおり製菓衛生師名簿の登録の消除を申請します。

1 登録を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 免許証交付年月日及び名簿登録番号

免許証交付年月日	年 月 日
名簿登録番号	第 号

3 登録消除の理由

--

添付書類

製菓衛生師免許証

第7号様式（第9条関係）

岐 阜 県
収 入 証 紙

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 〒

氏 名

電 話

製菓衛生師免許証書換え交付申請書

免許証記載事項に次のとおり変更があり、免許証の書換え交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更事項	変更前	変更後

変更理由	
------	--

添付書類

- 1 戸籍抄本
- 2 製菓衛生師免許証

第8号様式(第10条関係)

岐 阜 県
収 入 証 紙

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 〒

氏 名

電 話

製菓衛生師免許証再交付申請書

次のとおり製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので、申請します。

1 免許証を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 免許証交付年月日及び名簿登録番号

免許証交付年月日	年 月 日
名簿登録番号	第 号

3 申請理由

--

注 毀損の場合は、毀損した免許証を添付すること。

附 則 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県製菓衛生師法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。	令和三年三月三十日 岐阜県知事 古 田 肇
岐阜県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第百十五号 岐阜県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 岐阜県公衆浴場法施行細則（平成六年岐阜県規則第十八号）の一部を次のように改正する。 別記第一号様式中「事務所の所在地並びに代表者の氏名及び印」を「事務所所在地及び代表者の氏名」に改める。 別記第三号様式中「印」を削る。 別記第四号様式中「並びに代表者の氏名及び印」を「及び代表者の氏名」に改める。 別記第五号様式中「並びに代表者の氏名及び印」を「及び代表者の氏名」に改め、同様式備考中「専任職務」を「専任職務」に改める。	令和三年三月三十日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第百十六号 岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則 岐阜県農業協同組合等検査規則（平成十三年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。 第六条中「組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所について実地検査の」を「実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）の検査又はこれらを組み合わせた」に改め、同条ただし書を削る。 第十一条第一項中「検査」を「実地の検査」に改め、同条第二項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第三項中「検査」を「実地の検査」に、「得るように」を「得るよう」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
附 則 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県公衆浴場法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。	岐阜県告示第百五十二号 岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定を次のように行つので、同条第三項の規定により告示する。 令和三年三月三十日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県重要文化財

指定 番号	分類	名 称	員 数	内 容	所在地	所有者	住所
岐重 五二 七	彫刻	木造釈迦如来坐像	一躯	檜材、割矧ぎ造、彫眼、漆箔、像高五二センチメートル。本像は、一部を後補とするほかは、当初の部分をよく残し、釈迦像でありながら片足を踏み下げるという、極めて珍しいもので、造形的にも大変に優れ、平安末期から鎌倉初期という時代が移り変わる時期の釈迦信仰を考える上でも重要な作例である。	下呂市金山町中切一五四五番地	宗教法人玉龍寺	所在地に同じ

岐阜県告示第百五十三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第七条の七第四項の規定により、次のとおり岐阜県重要無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

指定が解除された岐阜県重要無形民俗文化財

指定 番号	種 目	名 称	内 容	技芸団体
岐重 無民 二二	民俗芸能	寒水の掛踊	白山神社の例祭に奉納	寒水掛踊保存会

岐阜県告示第百五十四号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり岐阜県天然記念物の指定を解除するので、同条第三項において準用する同条例第八条第三項の規定により告示する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

指定を解除する岐阜県天然記念物

指定 番号	種 目	名 称	員 数	所在地	所有者	住 所	理 由
岐天 六	植物	大湫神明神社の大杉	一本	瑞浪市大湫町三九八番地	神明神社	所在地に同じ。	倒木したため。

岐阜県告示第百五十五号

岐阜県プール指導要綱（平成元年岐阜県告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

別記第一号様式中「並びに代表者の氏名及び印」を「及び代表者の氏名」に改め、同

様式別紙中「プール底のこう配」を「プール底の勾配」に、「有（こう配）・兼

を「並（こう配）・兼」に、「こう配」を「勾配」に、「土帯設備」を「防水設備」に改

を「並（こう配）・兼」に、「こう配」を「勾配」に、「土帯設備」を「防水設備」に改

める。
別記第二号様式及び別記第三号様式中「**並びに**」を「**及び**」に改める。
の印」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の岐阜県プール指導要綱の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県プール指導要綱の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
一般国道	二百五十六号	山県市大字東深瀬字針崎六八三番一地从先から同 市大字同 字同 六九四番一地从先まで	101.4	令和三年三月三十日	令和三年三月三十日

岐阜県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
県道	文殊線 茶屋新田	本県市北野字唐一五四番一地从先から同 市同 字同 一六一番一地从先まで	33.6	令和三年三月三十日	令和三年三月三十日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第七号

岐阜県税務事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別記第四十一号様式中		「立会人 () () ()」		年 月 日		「立会人 () () ()」	
年 月 日		「年 月 日」		年 月 日		「年 月 日」	
年 月 日		「年 月 日」		年 月 日		「年 月 日」	
別記第四十二号様式中		「年 月 日」		年 月 日		「年 月 日」	
年 月 日		「年 月 日」		年 月 日		「年 月 日」	
年 月 日		「年 月 日」		年 月 日		「年 月 日」	
別記第四十四号様式中		「差押調書贈本 (滞納者宛て) を受領しました。 () 年 月 日」		「差押調書贈本 (滞納者宛て) を受領しました。 () 年 月 日」		「差押調書贈本 (滞納者宛て) を受領しました。 () 年 月 日」	
差押通知書 (第三債務者等宛て) を受領しました。 () 年 月 日		「差押調書贈本 () 年 () 月 () 日」		「差押調書贈本 () 年 () 月 () 日」		「差押調書贈本 () 年 () 月 () 日」	

滞納者宛て) を受領しました。 月 日		差押通知書 (第三債務者等宛て) を受領しました。 () 年 月 日	
領しました。 「」		「」	
別記第四十五号様式中「」を「」		別記第四十九号様式中「(氏 名)」を「(氏 名)」	
別記第五十二号様式中「」を「」		別記第五十四号様式及び別記第五十七号様式中「(氏 名)」を「(氏 名)」	
別記第六十九号様式中「立会人 (氏 名)」		「立会人 (氏 名)」	
所(氏 名)」を「住所(氏 名)」		別記第七十六号様式中「」を「」	
別記第一百四十四号様式を次のように改める。			

第 114 号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第 43 条関係)

登録嘱託書

第 6 号様式

10611		①嘱託種別		②登録の種別		③補助シート		④処理		⑤登録証明		⑥嘱託設定登録年月日		⑦受理番号		⑧期限解除							
		1		2		3		4		5		6		7		8							
登録 自動車 番号欄		⑦自動車登録番号 ローマ字記入時は下線をマージンして下さい										車台 番号欄		⑧車台番号 ローマ字記入時は下線をマージンして下さい						⑨乙原簿番号			
嘱託者 欄		②嘱託者の名称 漢字で記入して下さい (漢字・半角記号はマージンに「カ」/「ク」を記入)																					
債権者等 欄		⑩債権者又は 担当権者の 氏名又は名称 漢字で記入して下さい (漢字・半角記号はマージンに「カ」/「ク」を記入)																					
		⑪債権者又は 債務者の住所 市町村コードを記入して下さい (郵便番号欄市町村コード) 丁目コード 番地 (建物番号) ローマ字記入時は下線をマージンして下さい 漢字で記入して下さい (氏名を記入する欄とは氏との間にマージンをつけて記入、漢字・半角記号はマージンに「カ」/「ク」を記入)																					
担当権 欄		⑩担当権設定通知年月日 (年) (月) (日)										⑪種別額 千円 百円 十円 円											

運輸支局長 殿
運輸監理部長 日
令和 年 月 日

登録権利者

氏名又は名称

住所

登録義務者

氏名又は名称

登録の原因とその日付

住所

令和 年 月 日

202101

別記第百五十二号様式その二表面中「(ウ)答」を「(ウ)答」に改める。

別記第百六十五号の様式中

(四)答



を

に改める。

別記第百三十六号様式裏面中

「(ウ)答」を「(ウ)答」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和三年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社